

山作 LLC 合同会社  
社員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、山作 LLC 合同会社（以下「この法人」という。）の倫理規程第 8 条第 3 項に規定する社員の利益相反に該当する事項についての自己申告に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、この法人の社員に対して適用する。

(自己申告)

第3条 社員は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たにこの法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、この法人と社員との利益が相反する可能性がある場合（この法人と業務上の関係にある他の団体等に社員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 社員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由によりかかる行為を行う場合には、事前に申告するものとする。

(定期申告)

第4条 社員は、毎年6月に当該社員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について申告するものとする。

(利益相反委員会の設置及び構成)

第5条 第3条又は第4条の規定に基づき申告された事項のうち、利益相反の有無又はその処置を判断するために必要があると認められる事項を審議するため、利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 代表社員 作田 達則
- (2) 弁護士（外部委員） 土橋順殿
- (3) 税理士（外部委員） 井上一也殿

3 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、審査案件が生じたとき、または委員が必要と認めるときに開催する。

2 委員会は、申告内容の確認、利害関係の精査を行い、その結果を代表社員に答申するものとする。

3 審査対象者は委員として委員会に出席することができるが、審議、議決に参加することはできない。

(申告内容及び申告書面の管理)

第7条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された書面は、代表社員が管理するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、総社員の同意を経て行う。

附則（施行期日） この規程は、2026年02月22日から施行する。

別紙 (1) 会社と業務執行社員等との売買契約。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。(2) 会社と業務執行社員等との金銭、物品、不動産の贈与(せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。)を受けること。ただし、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。(3) 会社と業務執行社員等との金銭の貸付け(業として行われる金銭の貸付けは、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。)を受けること。